

外国人のかたが退職し出国される場合

～納税管理人の届け出と市・県民税及び森林環境税の納税にご協力ください～

出国後の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、下記の対応にご協力をお願いします。

出国されるかたが特別徴収の場合

「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。

退職・出国時期	対 応
<u>1月から5月</u> までの間	① この期間の未徴収税額は、<u>必ず最終の給与から一括徴収してください。</u> ② 1月1日に住民票が妙高市にあるかたは、出国しても新年度の市・県民税及び森林環境税が課税されるため、<u>納税管理人の届け出をしてください。（納税管理人が納付）</u> ③ 事前に市役所にご連絡いただければ、新年度の税額（概算）をお伝えしますので、出国前に納税管理人と新年度の納税について相談ください。 ④ 6月中旬に納税管理人に納付書を送付しますので、納付ください。
<u>6月から12月</u> までの間	① 未徴収税額は、<u>最終の給与からの一括徴収にご協力ください。</u> ② 一括徴収できない場合は、<u>納税管理人の届け出をしてください。後日、納税管理人へ納付書を送付します。（納税管理人が納付）</u>

出国されるかたが普通徴収の場合

退職・出国時期	対 応
<u>1月から6月</u> までの間	① 未徴収税額は、<u>出国前にご本人様から全額納付いただくか、納付できない場合は、納税管理人の届け出をしてください。（納税管理人が納付する）</u> ② 1月1日に住民票が妙高市にあるかたは、出国しても新年度の市・県民税及び森林環境税が課税されるため、<u>納税管理人の届け出をしてください。（納税管理人が納付）</u> ③ 事前に市役所にご連絡いただければ、新年度の税額（概算）をお伝えしますので、出国前に納税管理人と新年度の納税について相談ください。 ④ 6月中旬に納税管理人に納付書を送付しますので、納付ください。
<u>7月から12月</u> までの間	未徴収税額は、 <u>ご本人様から出国前に全額納付いただくか、納付できない場合は、納税管理人の届け出をしてください。（納税管理人が納付）</u>

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続き（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、裏面の「納税管理人（変更・異動）申告書」により、納税管理人の届け出をお願いします。

【問い合わせ先】

妙高市役所 市民税務課 課税グループ
電話 0255-74-0011（直通）

受付印

納税管理人(変更・異動)申告書

妙高市長宛て

年 月 日

住(居)所(所在地)

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

個人番号又は法人番号

(電話番号)

下記のとおり 納税管理人を定めました(変動しました) 申告をした事項に異動を生じました ので、市税条例第14条の規定により申告します。

税目	市県民税	納税管理人を定める(変更する)必要が生じた日 又は申告をした事項に異動を生じた日	年 月 日
----	------	---	-------

納 税 管 理 人	新	住(居)所(所在地)		
		氏 名		
		〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕		
	職 業(業 種)	電話番号		
	旧	住(居)所(所在地)		
		氏 名		
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕				
職 業(業 種)	電話番号			

納税管理人を定めた(変更した)理由又は
申告をした事項に異動を生じた理由

納税管理人を承諾しました。

年 月 日

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕